

8. 専門医制度規則

(2003 年度制定 2004 年 4 月一部改定
2005 年 4 月一部改定 2006 年 4 月一部改定
2009 年 4 月一部改定 2010 年 4 月一部改定
2013 年 4 月一部改定 2017 年 4 月一部改定
2018 年 4 月一部改定 2022 年 4 月一部改定
2024 年 4 月一部改定 2025 年 4 月一部改定)

第 1 章 目 的

第 1 条 この制度は、リウマチ性疾患に関する十分な学識と経験を有する医師を認定することにより、わが国におけるリウマチ学の研究、教育、診療の水準を向上発展させることを目的とする。

第 2 章 総 則

- 第 2 条 一般社団法人日本リウマチ学会（以下「学会」という。）は、専門医制度等を運用する専門医制度委員会を設ける。
- 2 専門医制度委員会は、専門医及び教育施設の認定にあたり、さらに優れた専門医を育成するための諸制度を検討し、推進する。
 - 3 専門医制度委員会は、次の第 2 号に示す「学会指導医」の資格を認定する。
専門医資格認定委員会は、次の第 1 号に示す「リウマチ専門医」の資格を認定する。
 - ① リウマチ専門医（以下「専門医」という）とは、リウマチ性疾患の診療に必要な知識と技能を有し、専門医としてふさわしいリウマチ医を学会が認定する医師
 - ② 学会指導医（以下「指導医」という）とは、専門医養成のための研修指導にふさわしい学識と経験と能力を具えた医師として学会が認定する医師
 - 4 学会は同様にして、教育施設認定委員会を組織してリウマチ性疾患の診療を研修するにふさわしい診療施設（以下「教育施設」という）の認定を行う。

第 3 章 専門医の資格認定

（資格認定委員）

第 3 条 学会理事長（以下「理事長」という。）は、専門医を認定する委員（以下「資格認定委員」という）を評議員の中から選任する。資格認定委員会の運営に関する必要

事項は別に定める。

(専門医の申請資格)

第4条 専門医認定試験の受験資格は、次の各号の条件を満たし、別に定めるリウマチ専門医研修記録（以下「研修記録」という）を専門医資格認定委員会が審査し、受験資格を認めた者とする。

- ① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。
 - ② 申請時において引き続き3年以上学会の会員であること。
 - ③ 第2条第4項によって認定された教育施設において、別に定める専門医研修カリキュラム（以下「研修カリキュラム」という）に従い通算3年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。（臨床研修実績を研修記録に記載のこと）
 - ④ 日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位30単位以上を取得していること。（取得単位を研修記録に記載のこと）
 - ⑤ 日本専門医制評価・認定機構が認定している基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。
- 2 一般社団法人日本専門医機構（機構）の「専攻医登録システム」に登録した者については別に定める。

(申請手続き)

第5条 専門医の資格認定を申請するには、次号に定める申請書類に手数料をそえて資格認定委員会に提出しなければならない。

- ① 専門医申請書
 - ② 履歴書
 - ③ 教育施設研修終了証明書またはリウマチ専門研修修了証明書。教育施設研修終了証明書は、研修記録による。
 - ④ 研修記録は、臨床研修歴、ローテーション研修歴、目標（1-6）到達レベル自己評価、病歴要約提出症例一覧（10例）、研修単位取得一覧（学会参加記録、教育研修講演受講記録、学会発表、論文、合計30単位以上）を記載記録したもの。
 - ⑤ 前条第5号による資格取得記録（又は資格保有証明書）
- 2 機構の「専攻医登録システム」に登録した者については別に定める。

(認定要領及び有効期間)

第6条 資格認定委員会において専門医申請資格を承認されたものに対して、資格認定試験を行い、理事会の議を経て理事長が専門医認定の証を交付する。

- 2 本証の有効期間は5年間とする。有効期間経過後の措置については、施行細則を

もって定める。

3 認定日は4月1日とする。

4 登録料は別に定める。

(資格認定試験)

第7条 試験の計画ならびに実施は、資格認定委員会が理事会の承認の下に行う。

第8条 試験問題の作成は問題作成委員会で行う。

問題作成委員会の委員は、専門医資格認定委員会の推薦により理事会が依頼する。

第9条 資格認定試験は年1回実施する。

第4章 教育施設の認定

(申請条件)

第10条 教育施設の認定を申請する診療施設は次の各号の条件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 総合病院またはこれに準ずる病院およびリウマチ専門病院
- ② リウマチ性疾患が年間100症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎を30症例以上含む）以上あること
- ③ 研修環境が総合的に整備されていること
- ④ 指導医1名以上、または専門医2名以上が勤務していること。なお、専門医1名は定期的に勤務する非常勤を含めることができる
- ⑤ リウマチ学に関連する教育が定期的に行われていること

2 機構専門医の専門研修施設等の申請条件はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。

(認定委員)

第11条 理事長は、教育施設を認定する委員（以下「施設認定委員」という）を評議員のなかから選任する。

(申請手続き)

第12条 教育施設の認定を申請する診療施設長は、次の申請書類を教育施設認定委員会に提出しなければならない。

- ① 教育施設認定申請書（様式1）
- ② 診療施設内容説明書（様式2）
- ③ 指導医及び専門医の勤務証明書（様式3）
- ④ 研修計画書（第7章）（様式4）

(教育施設の認定)

第13条 教育施設認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、教育施設の認定を行う。

第14条 教育施設として認定される診療施設に対して、理事会の議を経て、理事長が教育施設認定証を交付する。

第5章 指導医の認定

(認定要領及び資格要件)

第15条 指導医の認定は、次の各号について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。

- ① 申請時において学会会員であり、リウマチ学に関する研究・診療活動を行っていること
- ② 学会の専門医であること
- ③ 教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に5年以上勤務した経験を有し、最近5年間に5以上リウマチ学に関する研究業績発表のあること。研究業績（論文、発表）については、5編のうち1編は筆頭であること。
- 2 機構専門医の専門研修施設等の申請条件はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。
- 3 認定日は4月1日とする。

(申請の手続き)

第16条 指導医の認定を申請するには、次の申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

- ① 指導医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 業績目録
- ④ 教育施設（準ずる診療施設）勤務証明書
- ⑤ 推薦状（研修期間中の教育施設教育責任者または研修管理委員会委員長の推薦状）

(指導医の認定)

第17条 専門医制度委員会は毎年1回申請書類によって審査し、指導医の認定を行う。

第18条 理事長は専門医制度委員会において指導医として認定されたものに対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。

- 2 本証の有効期間は5年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則を

もって定める。

第 6 章 認定資格の喪失

(専門医等の資格喪失)

第 19 条 専門医・指導医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、専門医・指導医の資格が、また指導医及び教育施設が認定条件を満たさなくなった時は、指導医及び教育施設の資格が、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て取り消されることとする。

第 7 章 教育施設における研修計画

(研修の実施)

第 20 条 各教育施設は、研修カリキュラムに従い、当該施設における専門医研修計画（以下「研修計画」という。）を立案し、これを実施する。

- 2 教育施設における専門医研修計画は研修カリキュラムに従い、リウマチ性疾患の診療研究のための知識、技能、態度の習得を目的として作られるものとする。
- 3 機構専門医の専門研修施設における研修の実施、計画の作成、研修内容、研修管理委員会の招集等はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。

(計画の作成)

第 21 条 研修計画は研修カリキュラムに従い、教育施設の指導医または専門医が編成し作成する。

- ① 教育施設において、入院患者の診療に通算 5 年以上従事し、かつ定期的に外来診療に従事する。
- ② リウマチ学全般について研修する。

(研修内容)

第 22 条 教育施設研修期間中に研修カリキュラムによる診療経験として次のものを含める。

- ① 入院患者はリウマチ性疾患、原則として 40 症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎 10 症例以上を含む）以上を受持ち、その診療を行うこと。
- ② 外来患者はリウマチ性疾患 100 症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎 30 症例以上を含む）以上を経験すること。
- ③ リウマチ性疾患の外科的治療に関しては、教育施設で研修をすること。
- ④ 他領域ローテーション研修（内科系医師の外科領域ローテーション研修、

外科系医師の内科領域ローテーション研修)においては、教育施設で研修すること。

(会議の招集)

第23条 専門医制度委員会は、各教育施設における研修状況について討議し、本制度の運営に関する意見をきくため、施設責任者による会議を招集することができる。

第8章 補 則

(規則の改正)

第24条 この規則は専門医制度委員会および理事会の議決により、評議員会に諮り社員総会の承認を得て改正する。

第25条 この規則の施行にあたっての細則は、専門医資格認定委員会および専門医制度委員会で協議し、理事会の議決により別に定める。改正するときも同じ。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人日本リウマチ学会設立の日から施行する。(2009年4月)
- 2 権利能力なき社団法人日本リウマチ学会が認定した「認定医」は、本会が認定した「リウマチ専門医」とし、また、指導医及び教育施設も本会が認定したものと見なす。(2004年4月)
- 3 本規則第4条第2号中「通算5年以上」とあるが、2004年度専門医の資格認定申請者までは、「通算3年以上」とする。(2004年度)

附 則

- 1 この改正規則は、2005年度定時社員総会で承認を受け、2005年6月1日から施行し、2005年度指導医・専門医の資格認定から適用する。

附 則 (2006年4月25日)

- 1 この改正規則は、2006年度定時社員総会で承認を受け同年5月1日から施行する。

附 則 (2009年4月23日) 名称変更

平成20年12月1日をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行となり「中間法人法」(平成13年法律第49号)が廃止された。整備法に基づき、直近の社員総会の決議により名称を「一般社団法人」に変更した。(登記平成20年5月27日)

附 則（2010 年 4 月 23 日）

- 1 この改正規則は、2010 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 本規則第 5 条第 3 号の「リウマチ専門医研修記録」の提出は、2010 年 5 月 1 日以降の入会者で、2014 年度専門医の資格認定申請者から適用する。
- 3 専門医研修カリキュラム及び研修記録は、2 年ごとに見直しを行う。
- 4 2010 年 4 月 30 日以前の入会者は、改正前の「専門医制度規則（2003 年度制定、2006 年 4 月一部改正）」の一部を適用する。

一部を適用する規定は次による。

第 4 条 専門医の資格認定を申請しようとするものは、次の各号の条件を満たすことが必要である。

- ③ 第 2 条第 4 項によって認定された教育施設等において、別に定める専門医研修カリキュラム（以下「研修カリキュラム」という）に従い通算 5 年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。（臨床研修実績を研修記録には記載しない）
- ④ 日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位 30 単位以上を取得していること。（取得単位を研修記録には記載しない。）

第 5 条

- ③ 教育施設等研修終了証明書
- ④ 前条第 4 号による取得単位証明書
- ⑤ 業績目録
- 5 附則第 4 項の規定は当面継続する。廃止の時期（規則の一元化）は、別に定める。

附 則（2013 年 4 月 18 日）

- 1 この規則は、2013 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 本規則第 2 1 条第 1 号及び第 2 2 条第 3 号並びに同 4 号の規程は、2016 年 5 月 1 日から適用する。

付 記（2008 年 4 月 21 日）

- 1 第 5 章第 1 5 条の①「準ずる施設」は、本規則第 4 章第 1 0 条の 5 項目のうち 4 項目を達している場合とする。
- 2 第 3 章第 4 条の海外でリウマチ専門医を取得している学会員に対する専門医試験受験資格については、日本専門医機構の示す 2 階建て制度に準拠すれば、本邦の基本領域の学会の専門医（認定医）を所有するものについては適宜検討する。

附則（2013 年 4 月 18 日）

- 1 この規則は、2013 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 本規則第 2 1 条第 1 号及び第 2 2 条第 3 号並びに同 4 号の規程は、2016 年 5 月 1 日

から適用する。

附則（2017 年 4 月 20 日）

- 1 この規則の改定は、2017 年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。

附則（2018 年 4 月 26 日）

- 1 この規則の改定は、2018 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。

附則（2022 年 4 月 25 日）

- 1 この規則の改定は、2022 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。

附則（2024 年 4 月 18 日）

- 1 この規則の改定は、2024 年度定時社員総会で承認を受け、同年 5 月 1 日から施行する。

附則（2025 年 4 月 24 日）

- 1 この規則の改定は、2025 年度定時社員総会で承認を受け、2025 年度認定者から適用する。